

機関番号：22604

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2010

課題番号：21730030

研究課題名（和文）美濃部達吉の憲法学的研究——統制経済論とナショナリズム

研究課題名（英文）A Historical Study of Minobe Tatsukichi's Constitutional Theory

研究代表者

西村 裕一（NISHIMURA YUICHI）

首都大学東京・社会科学部・准教授

研究者番号：60376390

研究成果の概要（和文）：政党内閣論者から挙国一致内閣論者へという五・一五事件後の「転向」にも拘らず、美濃部達吉は一貫して「立憲政治」論者であった。とはいえ、そこに言う「立憲政治」は国民による国家意思形成を意味するものではなく、むしろその基礎には「国体」概念があった。そのことと、美濃部の「立憲政治」が五・一五事件以降、彼が強力な挙国一致内閣を求め、そのために国策審議会構想を唱えるに至ったこととの関係が、今後の課題である。

研究成果の概要（英文）：In spite of his “conversation” from his attachment to the theory of party government to that of national unity government after Five Fifteen Incident, Minobe Tatsukichi had consistently supported the “constitutional government”. But his concept of it did not mean that a state will was formed by the people, but was based on that of “Kokutai”. From this viewpoint, I will study why he could advocate the idea of an extraparliamentary policy-making body which enabled a strong national unity government.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公法学・憲法学・憲法学史・美濃部達吉・立憲政治・ナショナリズム

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 憲法学における美濃部達吉研究の現状：長谷川正安が日本憲法学説史研究の不振を繰り返し嘆いていたことは周知の通りであるが、その背景には、かつての憲法学界において、「日本憲法学説史」というディシプリンがある種の輝きを持っていたことを、知らねばならない。すなわち、「日本憲法学説史」

は、「社会科学としての憲法学」を実現するものとして、期待されていたのである。

したがって、我国の憲法学界における美濃部達吉研究も、「社会科学としての憲法学」という観点に基づいて美濃部に対し外在的な評価を下す、という類型が一般的であった。すなわち、美濃部憲法学における認識と解釈の混同という方法上の限界、および、天皇制

へのコミットメントという思想上の限界が指摘され、以て、その「科学」性の不十分さが批判されるという具合である。

しかし、このような方法は、美濃部憲法学の全体像を把握するに当たってはむしろ弊害の方が大きいように思われる。なぜなら、それを把握するためには、2. (1)で述べるような五・一五事件（1932年）前後における彼の「転向」を、美濃部憲法学の全体像の中に整合的に位置づけなければならないのであるが、外在的な観点からの研究では、そのような「転向」は美濃部の「限界」の発露としか見なされないからである。

もとより以上のことは、特に政治史の分野においては周知のことである。しかし、憲法学（史）の分野においては必ずしも研究が進展していなかったため、かかる「転向」を、憲法学史の立場から明らかにしたいというのが、本研究の背景である。

なお、以上の叙述については、本科研費の対象期間外に公表した、「美濃部達吉の憲法学に関する一考察（一）——一九三二—三五年を中心に」国家学会雑誌 121 卷 11・12 号（2008年）1頁以下を参照されたい。

(2)「統制経済」と「ナショナリズム」という選択：それでは、美濃部の「転向」をどのような視点から理解すればよいのだろうか。

この点、彼の「転向」を理解する鍵の1つが統制経済論にあることは、比較的容易に理解することができた。なぜなら、美濃部の政党内閣制批判は、政党内閣制が機能するのは自由放任経済の下においてであって、統制経済の時代に入ると経済問題の素人である政党人には政策形成の中核たる内閣は任せられないという歴史認識を、根拠にしていたからである。しかし、統制経済論と密接に関連している職能議会論や国策審議会論は、内閣の外に政策形成を委ねるというものであり、このことは、4. (1)で述べるように、美濃部の「立憲政治」概念と鋭い緊張関係にある。したがって、どうも統制経済という視点だけでは、彼の「転向」を説明しきることは出来ないように思われた。

そこで本研究が選択したもう1つのキーワードが、ナショナリズムであった。その理由は、美濃部の「立憲政治」＝「憲法政治」の要請もまた、「国家」の存立という要請の前には一步退いてしまうのではないかと、当時の私には思えたからである。もっとも、4. (4)でも述べるように、この点に関する研究が思うように進展しなかったため、かかる選択が妥当であったかどうかを詳細に論じることは、ここではできない。いわば「国家か憲法か」という古典的な問いに美濃部憲法学もまた包摂できるのではないかとという直感が本研究の背景に存したということだけ、ここでは述べておく。

## 2. 研究の目的

(1)直接の目的：美濃部憲法学の核心が議院内閣制論にあるということは、従来からしばしば指摘されることである。しかし美濃部は、五・一五事件周辺を境として、議院内閣制論を放棄し、職能議会論や国策審議会構想を明らかにするようになる。だとすれば、この時期の美濃部は、もはや「美濃部憲法学」を講じていないことになるのではないか。もしそうでないとすれば、美濃部憲法学の「核心」とは、一体何であろうか。

右のような関心に基づき、従来の憲法学史研究においては等閑視されがちであった1932—35年に焦点を当てて美濃部達吉の憲法学の全体像を描くことが、本研究の直接的な目的であった。

(2)長期的な目的：しかし、より広い文脈においては、統制経済論やナショナリズムという観点から、日本憲法学史を描くという目的もあった。すなわち、まず戦間期の憲法学史研究はほぼ空白地帯となっているが、それは叙述の際の視点の取り方が困難であることに起因するのではないかと思われる。それに対し、例えば国家総動員法におけるように、統制経済は戦時統制経済として終戦まで重要な役割を演じている。そのため、統制経済という視点を用いれば、戦間期憲法学史の領域に鋤を入れることが期待できるのではないか。

また、戦前と戦後の憲法学史を一貫して描くということにも、従来かなりの困難が付きまどってきたように思われる。しかしこの点、戦前と戦後を一貫して憲法学に影のように存在していた課題こそ、ナショナリズムであったのではないだろうか。すなわち、大日本帝国憲法も日本国憲法も、国家の独立を賭けて成立したものであった。だとすれば、ナショナリズムという観点をを用いることで、戦前と戦後を貫く日本憲法学史を描くことができるのではないか。

以上より、美濃部憲法学を分析することは、長期的に見れば、日本憲法学史の通史を描くための準備作業になり得るのではないかと期待を抱いていたことも、合わせて述べておきたい。なおこの点に関連する研究として、「警察予備隊事件」法学教室 349 号（2009年）14頁以下がある。

## 3. 研究の方法

(1)本研究の視点：従来の美濃部研究は、国家論や主権論を憲法学史上の対立点として理解し、穂積八束・上杉慎吉らの天皇主権説と、美濃部や佐々木惣一らの天皇機関説＝国家法人説とを対置させて描いてきた。しかし、国家論や主権論に焦点を当てていたのでは、1. (1)で述べた、美濃部の「限界」を指摘するという従来の美濃部研究の「限界」を打破することは、困難であるように思われた。

そこで本研究では、現実の政治過程に焦点を当て、より具体的な国政運営のメカニズムに関する議論に着目することを試みた。すなわち、美濃部における議院内閣制論や国策審議審議会構想という、具体的に国家意思を決定するプロセスこそが、本研究の主たる対象となるのである。ここでは、美濃部憲法学の全体像を把握するという問いは、五・一五事件以後の政党内閣否定論や国策審議会構想と、それ以前に議院内閣制論が美濃部の中でどのように接合するのかという問いに他ならないことになる。

ところで、美濃部は、1932年前後における「転向」にも拘らず、一貫して「立憲政治」という概念を使い続けている。ここで「立憲政治」とは、4. (1)で述べる通り、内閣を批判する機能を有する議会の存在をメルクマールとしており、右に述べたように国政運営メカニズムを対象としたい本研究の趣旨に鑑みて、最も注目し得る概念であるように思われた。そこで本研究では、この「立憲政治」という概念を軸に据えて、美濃部憲法学の全体像を描くことを試みたのである。

(2)使用するテキスト：まず、本研究が学説史研究である以上、美濃部のテキストを読み込むという作業が中心となるため、どのようなテキストを研究対象とするかが大きな問題となる。

この点、本研究においては、教科書・体系書の類のみならず、美濃部の政治評論をテキストとして重視した点を特徴として挙げることが、あるいは許されるであろうか。これが、眼前で現実に行われている統治のゲームに対する美濃部の態度を明らかにしなければ、本研究の主たる対象である彼の統治機構論の全容を明らかにすることはできない、という確信に由来することは、敢えて説明するまでもなかる。

そのため、本研究においては、政治史や経済史の知見を豊富に取り込むことを目指した。もとより憲法史と政治史は密接不可分であり、また本研究のテーマについては、憲法学史におけるそれよりも政治史における研究の方が進展していたという事情があったことは事実である。しかし、それらに加えて、実証的な歴史研究の成果を本研究が参考にしたのは、何よりも右のような問題意識があったためである。

#### 4. 研究成果

(1)前提：本科研究費による研究成果を述べる前提として、本科研究費の支給が行なわれる以前に行われていた研究の成果を、まずはまとめておきたい。

第一に、すでに述べたように、本研究における鍵概念は「立憲政治」であるが、これについては、これまた既出の「美濃部達吉の憲法学に関する一考察（一）——一九三二—三

五年を中心に」において、すでに分析を行なっていた。

すなわち、美濃部の「立憲政治」——これは、「立憲制度」や「立憲政体」とほぼ同じ意味である——とは、議会制度を有する政治体制であった。それでは、美濃部にとって議会とはいかなる存在であったのか。この点、確かに法的には、議会には立法権や予算議定権があるが、社会が複雑化し国家任務が増大した今日においてはその実効性は疑わしく、いまや政策決定の中樞は内閣に移行した。しかるに、議会にはなお次のような政治的価値がある。つまり、内閣原動機能と内閣監視・批判機能である。その結果、議院内閣制こそ「立憲政治」のメルクマールであるという考えを一時期の美濃部が抱いていたことは確かであるが、むしろそれは、内閣が議会に対して責任を負うという「責任政治」を実現するからであり、さらにその背景には、国民に思想・言論の自由が保障されなければ「立憲政治」ではないという考えが存したことが、忘れられてはならない。

また、議院内閣＝政党政治に対し、美濃部が必ずしも肯定的に評価していたわけではなかったこと、並びに、右にみた「立憲政治」概念と彼の国策審議会構想が緊張関係にあることについては、「坂野潤治教授の美濃部達吉に関する見解の変化について」法学会雑誌 49 卷 2 号（2009 年）421 頁以下で述べたところである。すなわち、議会に立法権や予算議定権がある以上、実際政治の必要上政党内閣が実現することが「自然の勢」であると述べていたが、美濃部は、政党内閣に対して諸手を挙げて歓迎していたわけではなく、日本において政党政治が現実化する以前から、むしろその弊害を指摘し、それに対する処方箋の必要性を訴えていた。

さらに、美濃部の国策審議会構想については、しばしば、美濃部憲法学における内閣中心主義的な傾向によって統一的に説明されてきた。しかし、彼の内閣中心主義は、議会に対して責任を負っている内閣に権力を集中させることによって「国民的政治」を実現させることにその眼目があったことが、そこでは忘れられているのではないか。その結果、内閣外の機関に政策形成を委ねようとする国策審議会構想は、彼の「立憲政治」論と鋭い緊張関係に立つことになる。そのため、美濃部憲法学の全体像を把握するためには、かれの国策審議会構想と「立憲政治」論を、整合的に解釈できなければならないのである。

本研究は、以上のような研究成果を前提に、行われたものである。

(2)1932 年以前の美濃部憲法学：これについては、主に 5. にあげた論文②で述べたところであるので、その記述を要約する。

美濃部によれば、「立憲政治」とは「萬機

之を国民の公論に決するの政治」であるところ、議院内閣制はそのための運用であるとされる。したがってここでは、高橋和之の「国民内閣制」論と同様、国政の中心たる内閣が国民に対して直接責任を負うことによって、「国民的政治」を実現しようという構想があったのではないかと思われる。

しかし、そのような議院内閣＝政党政治には、選挙運動が苛烈になり巨額の選挙費用が必要になる、そしてそれによって国家意思が党利党略によって歪められてしまうという弊害がある。そこで、かかる弊害に対する処方箋として美濃部が挙げるのが、比例代表制と貴族院制度である。

以上のように、本論文では主に美濃部の「立憲政治」論を明らかにしたが、特にその基礎に「国体」概念があるのではないかという指摘を行なった点が重要であると考えている。すなわち、まず、国家団結の基礎条件とされる「国体」に合致するものこそ、国家法人説に他ならないとされる。なぜなら、天皇主権説によれば、天皇が統治権の主体になるところ、それでは統治権は天皇一身の利益のためにのみ存するものとなってしまう、それは我国の「国体」とは相容れないからである。そして、「国体」に合致するとされた国家法人説の論理的決として美濃部が考えていたものが、統治に対する批評可能性であり、したがってそれは立憲政治そのものである。だとすれば、彼の「立憲政治」は「国体」によって基礎づけられているのではないだろうか。

さらに、付随的な論点であるが、このように、従来、美濃部憲法学の「限界」と捉えられていた彼の国体論が、彼の「意義」と捉えられていた立憲政治論の――すなわち美濃部憲法学全体の――基礎にあったとすれば、従来型の「意義と限界」に基づく分析の妥当性もまた、疑わしいように思われる。

(3) 1932 年以後の美濃部憲法学：これについては、主に 5. にあげた論文③で述べたところである。当該論文では、五・一五事件以後の美濃部の政治評論を政治史的な文脈に基づいて分析したが、彼が挙国一致に対する攪乱要因としての政友会と軍部を批判していたことに着目した。特に、美濃部がこの時期再三衆議院の解散を要求していたのは、衆議院で過半数を取りながら齋藤・岡田内閣と距離をとり続けた政友会の勢力を削ぐためであったという仮説を提示し、少なくともこの時期の彼が、強力な挙国一致内閣に一貫してコミットしていたことを明らかにするよう努めた。

これにより、この時期の政治評論を分析するに当たっての基本的な視座を得ることができたのではないかと考えている。

(4) 1932 年前後を通底する美濃部憲法学の特

質：これについては、主に 5. にあげた論文①で述べたところであるので、その記述を要約する。なお本論文は、タイトルから分かる通り、美濃部の貴族院論を直接の主題としている。しかしそれにとどまらず、彼の貴族院論を足掛かりとして、美濃部憲法学の全体像を描くことをも試みたものである。

すなわち、貴族院の存在理由は、衆議院だけでは「完全ナル国民代表者」を得られないからであり、その結果「国益」が「党利」によって犠牲にされてしまうからである。ところで、ここで「完全ナル国民代表者」とは「国民の健全なる輿論」の代表者であるという。だとすれば、「国民の健全なる輿論の代表者」は「国益」に合致した意思決定を行うはずである。しかし、ここで「国民の健全なる輿論」かどうかは選挙結果によって決するわけではない。なぜなら、選挙制度自体に、必然的に欠陥が存するからである。だとすれば、ある意思決定が「国益」に合致するものであるかどうか、したがって現実の代表者が「健全なる輿論の代表者」かどうかを決するのは、書き手であるみの紅のみ許された特権なのではないか。

以上の叙述より明らかになったのは、美濃部における「立憲政治」が必ずしも国民による国家意思形成を意味しないということである。そして本論文は、その理由として、美濃部が国家の利益と国民の意思との間に予定調和の関係を想定しているからではないか、という仮説を提示した。もしこの仮説が正しいとすれば、美濃部憲法学の全体像を把握するために有益な視座であると思われるが、有機体的国家論との関連を含めて、この仮説の妥当性については今後検討していきたいと思う。

(5) 達成できなかった課題：

①本研究の直接の関心対象である、1932 年以降の政治評論の分析についてはある程度行なうことができた。しかし、それを 1932 年以前の彼のテキストと照合させ、以て美濃部憲法学の全体像と結びつけるという作業については、十全に行うことはできなかった。

②ナショナリズムの観点に基づく美濃部憲法学の分析は、特に国体概念に着目することによってある程度行なうことができた。すなわち、論理的には国体→立憲政治という順序であって、決してその逆ではないということを明らかにした。もっとも、本研究においては、美濃部憲法学における「国家と憲法」という問いに接近するまでには至らなかったことも、認めなければならない。

また、統制経済論の観点については、政治評論を分析する際に付随的に触れることはできたものの、この観点から彼のテキストを分析するというまでには至っていない。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

①西村裕一、「代表」・「国益」・「輿論」——美濃部達吉の貴族院論、北大法学論集、査読無、61巻4号、2010、193-248頁

②西村裕一、美濃部達吉の憲法学に関する一考察(二)——一九三二-三五年を中心に、国家学会雑誌、査読無、122巻9・10号、2009、114-175頁

③西村裕一、美濃部達吉と岡田内閣、法学会雑誌、査読無、50巻1号、2009、165-190頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

西村 裕一 (NISHIMURA YUUICHI)

首都大学東京・社会科学研究所・准教授

研究者番号：60376390